

三重私学青少年会館使用規程抜粋

第2条（時 間） 会館の施設等の使用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

第4条（使用申込） 施設等を使用しようとする者は、使用申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

2. 使用申込みは、使用期日の6ヶ月前より受付けるものとする。

第5条（使用の不承認及び取消し） 館長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しないものとする。

1. (1) 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき

(2) 会館の建物又は設備備品を損傷するおそれがあるとき

(3) 申込書に記載された使用目的以外に使用されることが明らかなき

(4) 会館の管理に支障をきたすおそれがあるとき

(5) その他会館の目的に反するとき又は不適當と認めるとき

2. 館長は、使用承認後前項各号のいずれかに該当すると判明したときは、この承認を取り消すことができるものとする。

第6条（譲渡等の禁止） 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という)は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第8条（違約金） 使用者は自己の都合により使用を取り消した場合は、次の違約金を支払うものとする。

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 使用期日の前日 | 基本使用料の2分の1 |
| (2) 使用期日当日 | 基本使用料 全 額 |
| (3) 長期使用の場合の使用7日前より及び使用途中 | 基本使用料の1週間分 |

第9条（損害の賠償） 使用者は会館の建物又は設備備品その他会館の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を金銭により賠償しなければならない。